

(別紙)

# 利 用 規 則

## 1 運営

### 1) 開閉館、利用時間等

ア ゲート開放時間 8:30 閉鎖時間 17:15  
・ただし、月曜日、火曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉鎖します。

#### イ 施設への入退館

- ・閉館後は、施設の出入口を施錠します。
- ・施錠後の入退出は貸与された鍵を使用し所定の出入口から入退してください。
- ・最終退館者は、機械警備のシステムを作動させた後退出してください。

### 2) 駐車場の利用

駐車場は、乙又は乙の使用人、その他乙の関係者が自由に利用できますが、駐車場内での事故・盗難等の責任は負いません。

## 2 使用料等

### 1) エネルギー使用

ア 貸室内等の電力使用料、水道使用料等は、各メーターの計量により、ご入居者負担となります。なお、計量が不能の時は面積・容量扮分等の方法によります。

イ エネルギー料の請求は、前月1日～末日の使用実績により当月15日までに請求しますので、翌月分の賃料の支払と合わせて当月25日までに指定の銀行口座にお振込みください。

### 2) 共同利用機器使用

ア 共同利用機器室及び実験室内の試験・評価機器類は、使用日時・装置名・使用期間・使用目的を事前に精華キャンパス事務部に届け出た上で、自由に使用することができます。

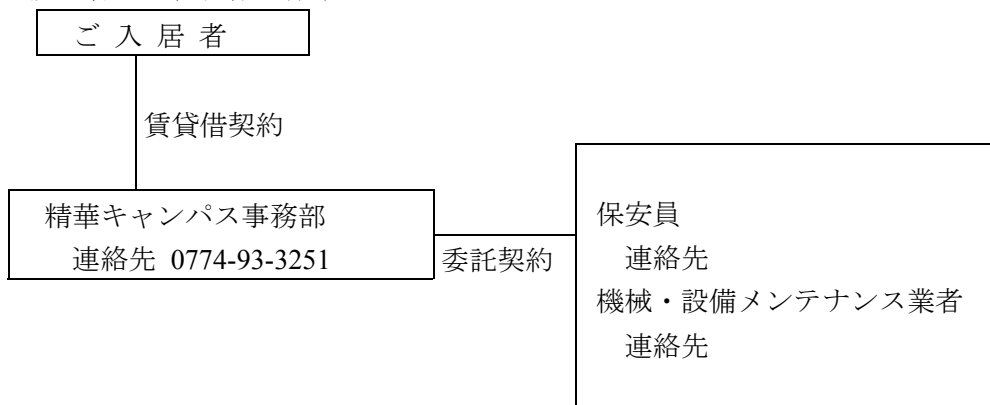
イ 機器類は、共同利用機器室及び実験室外に持ち出しての使用はできません。

ウ 使用者が機器類を損傷したときは、直ちに精華キャンパス事務部長に報告し、その指示を受けてください。

エ 上記損傷が使用者の責めに帰すべき理由によると認められるときは、使用者にはこれの修理又は取替えに要する経費を負担いただきます。

## 3 管理組織

本施設の管理運営組織の体系



## 4 施設保全

### 1) 故障・破損

本施設には研究開発等を目的とする機関が入居されています。設備関係の故障・破損は処理が遅れますと危険性が高く、物的損害が拡大するのみならず、人身事故につながることもあります。貸室内及び本施設共用部分各所等で設備等の故障・破損を発見された場合には、ただちに「精華キャンパス事務部」にご連絡ください。

### 2) 貸室内等の改修工事、原状回復工事等

ア 貸室内等の造作・設備の新設・増設・除却工事等、原状を変更する工事を行う場合には、以下の点を遵守してください。

ア) 図面等添付資料を添えて、工事内容・方法・工程等を記載した書面を精華キャンパス事務部にご提出のうえ、承諾を得てください。

イ) 本学の承認を得ない工事又は設備の施工を行った場合には、当該工事の中止あるいは原状回復の指示をさせていただきます。また場合により、工事の施工又は設備の改善について勧告することもあります。ご入居者が以上の処理を行わない場合には、本学がご入居者の負担においてこれを代行させていただきます。

イ 賃貸借契約が終了する際には、ご入居者が設置した造作・設備・その他物品を撤去し、貸室内を原状に復して引き渡していただきます。

ウ 工事に係る費用はすべてご入居者の負担となります。

エ ご入居者設置の造作・設備については、ご入居者の責任において維持管理願います。

### 3) 床用積載荷重を超える重量物の設置、搬出入

本施設の床用積載荷重は、建築基準法施行令第85条の事務室として構造計算されていますので、これを超えるような重量物を設置・搬出入する場合は、その内容を記載した書面を精華キャンパス事務部にご提出のうえ、許可を得てください。

## 4) 清掃等

ア 清掃

共用部分の清掃は、すべて本学が実施します。貸室内の清掃については、ご入居者で対応してください。

イ 塵芥等処理

日常一般ゴミは、分別の上、所定の場所に搬入・廃棄してください。

茶殻は湯沸室に備付け専用容器に捨ててください。

## 5) セキュリティ

ア 警備体制

ア) 本施設の開館中は、年末年始(12月29日～1月3日)を除き保安職員が駐在します。

イ) 夜間、無人となった施設は、機械警備を行います。

ウ) 緊急時には、保安要員が貸室内に立ち入ることがあります。

イ 貸室の防犯対策

ア) 防犯・防災管理

日常の防犯・防災管理は、ご入居者の責任において行ってください。

イ) 貸室の出入管理

貸室の出入管理は、貸与する鍵により施錠・解錠を行ってください。退出時には、火元等を確認してから施錠してください。

ウ 盗難・拾得物・遺失物・不審物

本施設内において、盗難、金銭及び物品の遺失あるいは不審物を発見された時は、直ちに精華キャンパス事務部に届けてください。また金銭・物品を拾得された場合もお手数ですが精華キャンパス事務部にお届けください。

エ 病人、怪我人、事故等

本施設内において、病人・怪我人・事故等が発生した場合には、直ちに精華キャンパス事務部にご連絡願います。119番あるいは110番に直接通報された時も、救急隊員又は警察の誘導・案内を迅速に行うため、精華キャンパス事務部にご連絡願います。

## 5 環境保全

### 1) 環境管理基準の遵守

ア 環境管理基準は、ご入居者及び周辺地域住民の安全と健康を確保し、環境を保全する上で重要な基準です。

イ 環境管理の基本は、入居者の責任において関係法令及び基準を遵守し事故等の未然防止を図ることにあります。

ウ 遵守していただく主なものは「産学公連携研究拠点施設環境管理基準」に記載の通りで、細部にわたる相談窓口は、精華キャンパス事務部が担当します。

エ 精華キャンパス事務部の指示にご協力いただけない場合は、退居していただくこともあります。

### 2) 薬品・危険物の持込・保管

試薬・工業薬品（毒物・劇物等）及び危険物を搬入する場合は、必要最低量とし、事前に統括防火管理者と協議の上、精華町消防本部にその種類、数量等の届出を行い、指定通路を経て搬入してください。搬入された薬品は、その種類、性状、数量、保管状況等を常時把握してください。

毒物・劇物等の危険物については、購入量、使用量、在庫量等を管理台帳によって把握するとともに、毎月末に、精華キャンパス事務部にその状況を報告してください。

### 3) 研究廃棄物・排水・排気ガス等の処理・対策

ア 研究廃棄物の処理

使用された廃液、特殊研究排水、その他産業廃棄物は、処理業者と委託契約の上、関係法令に基づき適正な処理をしてください。

イ 一般研究排水（低濃度排水）の処理

一般研究排水は、必要により処理を行い、関係法令及び環境管理基準に記載の排出基準を厳守の上、排水管に排出してください。

ウ 排気ガス・悪臭ガスの処理

排気ガス・悪臭ガスは、適切な除外装置を設置し、発生源処理を行い、関係法令による排出基準を遵守してください。

エ 騒音・振動等の防止対策

騒音・振動による障害等の対策は十分に講じ、関係法令による排出基準を遵守してください。

オ 事故等の処理

事故等により公害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに研究活動を中止し、必要な応急措置を講ずるとともに、その状況を精華キャンパス事務部に報告ください。

カ 貸室内の立入検査

ご入居者の研究活動による内部及び外部環境の安全を確保するため、必要により立入検査を行いますのでご協力ください。

キ 行政機関への申請・届出手続

関係法令による申請・届出等は、ご入居者の責任において所定の手続きを行い、その写しを精華キャンパス事務部にご提出ください。

## 6 防火等

### 1) 防火設備

ア 消火器

ア) 共用部分には、本学が精華町消防本部の指示に従い消火器を設置しています。

イ) 貸室内には、ご入居者のご負担で消火器を設置いただくとともに、法定点検を実施していただきます。数量及び設置場所については、精華町消防本部の指導に従ってください。

ウ) 設置済の消火器はみだりに移動しないでください。

イ 自動火災報知設備

天井面の各所に火災報知設備が設置されています。この設備は、急激な温度上昇を感知すると自動的に火災警報(ベル)を鳴動させます。

ウ 誘導灯

誘導灯は、避難路の案内表示で、停電時でも点灯します。

### 2) 火災予防

各ご入居者は次のことに留意して火災予防にご協力ください。

- ・ 什器備品類は不燃化に、カーテン等は防災処理品の使用に努めてください。
- ・ 危険物・試薬品保管庫、棚等地震時の転倒、落下防止をしてください。
- ・ 届出以外の品目、数量の危険物品を持ち込まないでください。
- ・ 防火・消火の妨げとなるような物品の設置・放置はしないようにしてください。

### 3) 早期発見・通報

火災等異常事態を発見された方は、直ちに精華キャンパス事務部に通報願います。

## 7 禁止事項

次の事項は、他の入居者・本施設利用者の迷惑となるばかりでなく、防災等施設管理・運営上支障をきたしますので、固くお断わりします。

- 1) 賃貸借契約に明記された以外の目的で貸室を使用すること。
- 2) 他の入居者の業務・営業を妨害するような行為。
- 3) 共用部分を不法占拠し、又は物品を放置すること。
- 4) 共用部分での集会、物品販売、その他これに類する行為。
- 5) 共用部分等に広告看板掲示、社名表示すること。
- 6) 共用部分に宿泊すること。

- 7) 貸室及び共用部分で炊事・洗濯すること。
- 8) 本施設内に不潔・悪臭・異臭の物品を持ち込み又は貯蔵すること。
- 9) 本施設内に届出た薬品等以外の有毒物、発火性、引火性、爆発性その他の危険物を持ち込み又は貯蔵すること。
- 10) 喫煙場所以外の共用部分で喫煙すること。
- 11) 本施設内で暖房用裸火（石油ストーブ等）を使用すること。
- 12) 火災時等緊急時以外で、本施設内の窓を全開にすること。
- 13) 火災時以外に貸室内の消防隊進入窓（排煙窓）を使用すること。
- 14) 危険箇所（機械室・屋上等）へ立入ること。
- 15) 出入口扉をクサビ等で常時開放すること。
- 16) 所定の場所以外に駐車、駐輪すること。
- 17) 届出・承認を要する事項を無断で行うこと。
- 18) その他、他の入居者・本施設利用者の迷惑となる行為。

## 8 利用規則の改定等

本利用規則は、法令の改正又は建物管理の必要上、その他の理由により改定されることがあります。また、一部又は一時的な変更・修正・追加・補足、あるいは規則に規程していない重要な連絡事項等がある場合には、別途文書を発行する場合があります。いずれもご入居者に通知しますので、改定後の利用規則あるいは発行文書につき、ご遵守・ご協力ください。

## 9 緊急時等連絡先一覧

部署名	場所	電話番号	備考
精華キャンパス事務部	生命環境学部附属農場事務室	0774-93-3251	
保安室	産学公連携研究拠点施設事務室		
機械・設備メンテ室			
事務局管理課	下鴨キャンパス	075-703-5102	
企画課	下鴨キャンパス	075-703-5147	

## 産学公連携研究拠点施設環境管理基準

産学公連携研究拠点施設の入居者は、下記基準及び取扱いを遵守しなければならない。

京都府立大学は、排水について下記頻度で水質測定を行い、その結果を知事及び精華町長に定期的に報告するものとする。

京都府立大学が、本環境管理基準を変更し、入居者にこれを通知した場合は、入居者はこれを遵守しなければならない。

### 記

#### 1 回収を要する化学物質（化学物質の安全管理）

区 分	化 学 物 質 名
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種特定化学物質</li> <li>・第2種特定化学物質</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シアン化合物</li> <li>・カドミウム化合物</li> <li>・アルキル水銀化合物</li> <li>・有機リン化合物</li> <li>・ジクロロエタン</li> <li>・1.1.1-トリクロロエタン</li> </ul>

#### 2 排出管理措置を必要とする化学物質（大気汚染防止対策）

区 分	化 学 物 質 名
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カドミウム及びその化合物</li> <li>・塩素・塩化水素</li> <li>・フッ素、フッ化水素。フッ化珪素</li> <li>・鉛及びその化合物</li> <li>・硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん</li> </ul>
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	指定化学物質

#### 3 排出管理措置を必要とする化学物質（水質汚濁防止対策）

区 分	化 学 物 質 名
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	指定化学物質

4 放流水の排水基準及び測定頻度

項 目		文化学術研究施設等の立地者からの排水基準	文化学術研究施設等の立地者の水質測定頻度
健 康 項 目	カドミウム	0.05mg/l 以下	1回/7日
	シアン	0.5mg/l 以下	
	有機燐	0.5mg/l 以下	
	鉛	0.1mg/l 以下	
	六価クロム	0.25mg/l 以下	
	砒素	0.1mg/l 以下	
	総水銀	0.005mg/l 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	PCB	0.003mg/l 以下	
	トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/l 以下	
	四塩化炭素	0.02mg/l 以下	
	1.2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	
	1.1-ジクロロエチレン	0.2mg/l 以下	
	シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下	
	1.1.1-トリクロロエタン	3.0mg/l 以下	
	1.1.2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下	
	1.3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下	
チウラム	0.06mg/l 以下		
シマジン	0.03mg/l 以下		
チオペンカルブ	0.2mg/l 以下		
ベンゼン	0.1mg/l 以下		
セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下		
生 活 環 境 項 目	フェノール類	1mg/l 以下	4回/年
	銅	3mg/l 以下	
	亜鉛	5mg/l 以下	
	鉄	10mg/l 以下	
	マンガン	10mg/l 以下	
	総クロム	2mg/l 以下	
	フッ素	15mg/l 以下	
	SS	90mg/l 以下	
	ノルマル ヘキサン	5mg/l 以下	
	ニッケル	2mg/l 以下	
鉍油 動植物油	20mg/l 以下		
硼素	1mg/l 以下		
BOD	25mg/l 以下	4回/年	
COD	25mg/l 以下		
大腸菌群数	3000個/cm <sup>2</sup> 以下		
窒素	120mg/l 以下		
燐	16mg/l 以下		
PH	5.8~8.6	1回/日	

【備考】

- 1 排水については、京都府環境を守り育てる条例及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に準じる。
- 2 水質測定の検定方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定の方法（昭和49年環境庁告示第64号）及び京都府環境を守り育てる条例によるものとし、施設から排出される可能性のある項目について検定を行うものとする。



5 研究所において発生する騒音の規制基準（騒音防止対策）

	昼 間	朝 夕	夜 間
時間の区分	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで
基 準	65デシベル	55デシベル	50デシベル

6 研究所において発生する振動の規制基準（振動防止対策）

時間の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
基 準	65デシベル	50デシベル

7 臭気強度 2.5 以下（悪臭防止対策）